

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立中部療育園医事業務従事者派遣 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県立中部療育園医事業務従事者派遣仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務の場所

倉吉市上井503番地1 中部療育園

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」に登録されていること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去5年間（公告日を起算日とする。）に、他の病院施設等において医事業務従事者派遣業務を受託し、1年以上継続して履行した実績を有する者又は現在も継続している者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以内「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けているものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中部療育園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0021 倉吉市上井503番地1

鳥取県立中部療育園

電話 0858-27-0780

電子メール chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月10日（金）から同月24日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立中部療育園 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-ryouikuen/>)）から入手すること。ただし、

これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月10日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月31日（金）午後1時30分 即時開札

イ 場所

倉吉市上井503番地1 鳥取県立中部療育園 2階会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年1月21日（火）正午までに提出することとし、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問及び質問に対する回答については、令和7年1月22日（水）からインターネットのホームページ（鳥取県立中部療育園（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-ryouikuen/>））によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の（1）の場所に令和7年1月24日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出方法

持参又は郵送等。ただし、郵送等の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより4の（1）の場所に送付すること。また、令和7年1月10日（金）から同月24日（金）までの日（休日等を除く。）に持参する場合は、事前に電話にてそのことを伝えておくこと。

（2）入札参加者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

（5）提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。（中部療育園長が指示した場合を除く。）

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）2の（4）を証するものとして、医事業務実績表（様式第3号）。なお、契約書の写しを添付すること。

- (3) 2の(5)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (4) 2の(6)を証するもの(県内事業所に係る労働者派遣事業許可証の写し)

8 資格審査について

(1) 入札参加者への通知

6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年1月27日(月)正午までに通知する。

- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、中部療育園長に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和7年1月28日(火)正午

イ 提出場所及び方法

4(1)の場所に持参することとする。

- (3) (2)により説明を求められた場合、中部療育園長は、説明を求めた者に対し、令和7年1月29日(水)午後5時までに回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札によるものとし、入札書(様式第4号)により行う。

- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封書に入れ、密封して提出しなければならない。

- (3) 入札にあたっては、仕様書4に示す業務の1時間当たりの単価(消費税及び地方消費税を含む。)を契約申込金額として入札書の単価(税込)欄に記載すること(消費税不課税、非課税のものを除く)。

なお、請求に当たっては、単価(税抜)に実績時間数を乗じて得た金額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に $\frac{110}{100}$ を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する額(単価)を入札書の単価(税抜)欄に記載すること。

また、この調達が入札書に記載された単価(税抜)による単価契約であり、予定時間数は最低数量を保証するものではないので注意すること。

- (4) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (5) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (7) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状(様式第5号)を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (9) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立中部療育園長 杉浦 千登勢」とすること。
- (10) 再度入札は2回をもって終了する。(初度入札を含めて3回とする。)
- (11) 開札は、入札者又は代理人が立会して行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (12) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載の単価（税抜）に仕様書7の（4）に示す派遣期間中の就業見込時間数の合計11,616時間に乗じて得た金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 専属的合意管轄裁判所

本業務に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

16 履行状況評価の実施

本業務については、契約の相手方（以下「受注者」という。）の業務開始後の履行状況評価を定期的に行うこととしている。したがって、履行状況が仕様書の内容と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは契約を解除するものとする。

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明

した場合は、契約を解除する場合がある。

- (4) 受注者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として、支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

- (5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額（再委託が単価契約による場合は再委託の契約期間中の支払予定額の総額）が支払予定総額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者はアの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の(1)の場所に提出すること。

- (7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第7号）を、4の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。